

**市税（市民税、固定資産税、その他）の賦課及び徴収事務の執行について**

1.個人市民税

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当部課										
<p>(3)未申告者の絞り込みについて  <b>【意見】 報告書 81 頁</b>                      市は未申告者のうち、一定の規程（市民税・県民税未申告調査課税実施要領等）を設けて申告勧奨を行う対象者を絞り込み、申告を促しているが、対象者の絞り込み作業が課税事務負担軽減を主目的としたものであり、課税漏れを効果的に防止するための方法となっているとは言い難く、特に次の者を未申告呼出対象外としていることは、課税の公平性の観点からも見直しが必要である。</p> <table border="1" data-bbox="204 1043 703 1509"> <thead> <tr> <th>対象外区分</th> <th>理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0～19 歳</td> <td>未成年のため、所得が少ない。</td> </tr> <tr> <td>61 歳～</td> <td>60 歳定年退職で年金以外の収入は少ない。</td> </tr> <tr> <td>発送停止者</td> <td>本人からの依頼により、申告書を送っていない。</td> </tr> <tr> <td>発送不達者</td> <td>申告書を発送したが不達となった者</td> </tr> </tbody> </table>	対象外区分	理由	0～19 歳	未成年のため、所得が少ない。	61 歳～	60 歳定年退職で年金以外の収入は少ない。	発送停止者	本人からの依頼により、申告書を送っていない。	発送不達者	申告書を発送したが不達となった者	<p>年齢による絞り込みを平成28年度から18歳から65歳までの範囲に広げ、調査を実施しました。                      また、これまで未申告呼出対象外としていた発送停止者及び発送不達者についても調査し、平成28年度から申告書を送付しました。</p>	<p>総務部 市民税課</p>
対象外区分	理由											
0～19 歳	未成年のため、所得が少ない。											
61 歳～	60 歳定年退職で年金以外の収入は少ない。											
発送停止者	本人からの依頼により、申告書を送っていない。											
発送不達者	申告書を発送したが不達となった者											
<p>(4)61歳から70歳の未申告者について  <b>【結果】 報告書 81 頁</b>                      平成26年度課税において61歳から70歳の未申告者239件のうち18名について、調査を行った結果、申告漏れあるいは課税漏れの可能性のある者が9名検出され、平成25年度課税についても同様に219件のうち11名について調査を行った結果、申告漏れあるいは課税漏れの可能性のある者が5名検</p>	<p>年齢による絞り込みを平成28年度から18歳から65歳までの範囲に広げ、調査を実施しました。                      また、年齢制限により未申告調査対象外となった66歳から70歳までの者についても、平成28年度から過去3年の申告状況のモニタリングを実施しました。</p>	<p>総務部 市民税課</p>										

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当部課
<p>出された。</p> <p>市は労働基準法の改正による定年退職年齢引き上げなどの労働環境の変化を踏まえ、課税漏れ防止を強化するため、61歳以上を未申告呼出対象外とする現在の運用において以下の2点を改善する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象年齢を61歳から65歳に引き上げる。</li> <li>・年齢制限により未申告呼出対象外となった者について、過去3年間程度の申告状況をモニタリングできるシステムを構築する。</li> </ul>		
<p><b>(5) 申告書発送停止・不達について</b> <b>【意見】 報告書 83 頁</b></p> <p>何らかの理由で本人から「申告書を発送しないでほしい」との申し出があれば、税総合システム上、電子的に発送停止の記録が付され、一度発送停止が記録されると、それがシステム上解除されるまでは、発送停止が自動継続され、申告書対象として抽出されない状態が続く。</p> <p>つまり、一旦発送停止扱いにすれば、意識的に解除しない限り、申告書を送ることもなく、未申告呼出対象者となることもない。申告書が不達となった場合も同じ状態となる。</p> <p>課税の公平性の観点からも、申告書発送停止・不達の取扱いを見直すべきである。</p>	<p>発送停止者及び発送不達者については、過去3年分の申告実績を確認の上、平成28年度から申告書を送付し、課税の公平性を図りました。</p>	<p>総務部 市民税課</p>
<p><b>(6) 臨戸訪問調査について</b> <b>【意見】 報告書 84 頁</b></p> <p>電話調査の実績報告書がない状況や臨戸訪問調査の報告書が実施件数のみの報告書であり、臨戸訪問調査の効果・成果を把握・記録しているものがないなど、調査としてはその効果等の検証可能性に乏しく、不十分である。</p> <p>更に、臨戸訪問調査報告書に添付されている「未申告カード」に訪問記録</p>	<p>平成27年度調査から未申告カードへの記載内容及び方法を統一しました。また、臨戸訪問調査を実施することによって提出された申告書提出件数等の後追い調査、検証については、平成27年度調査から実施しています。</p> <p>また、臨戸訪問については、平成29年度においては、平成28年度に実施した実績を踏まえ、前年</p>	<p>総務部 市民税課</p>

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当部課
<p>や所得の状況が記載されているが、担当者により記載内容・水準に乖離があり、担当者によっては詳細を把握することができない事案が散見された。</p> <p>臨戸訪問調査の報告書の記載様式、要求事項を工夫すべきであり、電話調査の実績報告書も作成すべきである。</p> <p>また、臨戸訪問調査の訪問件数のうち、約半数以上が留守であり、訪問時間や事前連絡などの工夫が必要である。</p> <p>未申告者に対する呼出・申告勧奨・所得調査など、相当な労力を使い事務作業が行われているが、後追い調査や管理が行われていないため、これらの事務作業が、どれだけ申告書提出に繋がったのかを検証できない状況にある。</p>	<p>所得の状況により対象者を絞り、本人に電話連絡が取れる場合は申告書の提出を促し、それ以外の場合は臨戸訪問を実施していきます。その後追いとして、1か月経過後も申告がない場合は、督促日を決めて夜間の電話連絡や、再度、個人宅を訪問して申告を促していきます。</p>	
<p><b>(9) 給与支払報告書未提出事業主の捕捉について</b></p> <p><b>① 新規設立法人への対応について</b></p> <p><b>【結果】 報告書 90 頁</b></p> <p>前年度に給与支払報告書の提出実績のある事業主に対して給与支払報告書を送付し、未提出の事業主に対して催告を行っているのみであり、新規設立法人に対して給与支払報告書の提出を促す手続は実施されていない。</p> <p>新規設立法人は、市へ法人設立（開設）申告書の提出が必要とされており、個人市民税担当は法人市民税担当と連携し、当該申告書の提出時に、新規設立法人に対して、給与支払報告書の提出を求めることが必要である。</p> <p>また、法人設立（開設）申告書のその他の個人住民税の徴収方法欄において、「1. 特別徴収、2. 普通徴収、3. 未定」を選択できるかのような記載となっているが、地方税上、事業主の希望等により普通徴収を選択することはできないことから、申告書の様式についても見直す必要がある。</p>	<p>法人市民税新規設立法人リストを使用して、法人市民税の均等割が賦課されている事業所を抽出し、給与支払報告書が提出されていない事業所に対して、平成 28 年度から給与支払報告書の提出を求めました。</p> <p>また、法人設立（開設）申告書の個人住民税の徴収方法欄は削除しました。</p>	<p>総務部 市民税課</p>

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当部課
<p>②法人市民税賦課事業主への対応について</p> <p><b>【意見】報告書 92 頁</b></p> <p>市内で事業を営み、法人市民税の均等割を賦課されている事業主については従業員数が 51 人以上であり、市内に在住する従業員が相当数いることが容易に推測されるため、法人市民税の均等割を賦課されている事業主を対象に、給与支払報告書の未提出がないかどうかを調査することは有用である。しかし、税総合システムから、対象となる事業主を捕捉するための一覧等が出力されないこともあり、当該調査は実施されていない。</p> <p>個人市民税担当では、法人市民税担当と連携の上、法人市民税の均等割を賦課されている事業主を対象に、給与支払報告書の未提出がないかどうかの調査について、代替的な調査方法も含めて検討することが望まれる。</p>	<p>法人市民税担当と連携し、従業員が 50 人超の事業所について、給与支払報告書の未提出事業所を抽出、突合し、平成 28 年度から給与支払報告書の提出を求めました。</p>	<p>総務部 市民税課</p>
<p>③確定申告書、市申告書により給与所得を申告する者への対応について</p> <p><b>【意見】報告書 92 頁</b></p> <p>確定申告書や市申告書によって給与所得の申告が行われ、給与所得の証明に源泉徴収票が添付されることがある。</p> <p>通常、市では、普通徴収による課税決定を行っているが、給与支払を行っている事業主を特定し、給与支払報告書の提出、及び個人住民税の特別徴収を促すことが必要である。</p>	<p>確定申告書や市申告書で給与所得を申告された際に添付のあった源泉徴収票を基に、給与支払報告書の提出の有無を調査し、未提出事業主に対して、提出及び特別徴収の実施を促しています。</p>	<p>総務部 市民税課</p>

## 2. 法人市民税

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当部課
<p><b>(1)休業法人調査について</b>  <b>【意見】報告書 99 頁</b>            市は、休業届を提出した法人に対し、現地訪問を行ったり、日本年金機構の全喪事業所に該当するかを確認したりすることにより、休業法人が実際に事業を行っていないかを調査している。</p> <p>平成 26 年度調査 55 件に関する調書を読んだところ、その文書化内容に以下の問題があるものが散見された。            (ア)調査日付が記載されていない(11 件)。            (イ)調査実施者が記載されていない(全件)。            (ウ)調査内容が統一されておらず、調査の深度に差がある。</p>	<p>休業法人調査票を見直し、調査日及び調査実施者の記入欄を設けるとともに、調査項目欄を設け、調査内容を統一しました。</p>	<p>総務部 市民税課</p>
<p><b>(3)減免申請の審査（収益事業の確認）について</b>  <b>【結果】報告書 101 頁</b>            法人市民税の減免申請を行っている一般社団法人又は一般財団法人が収益事業を行っていないことについて、市民税課は減免申請時に確認していない。</p> <p>市は、法人税額データと法人市民税申告書上の法人税額との照合を行う際に、税システムに登録されている法人税額を確認することになり、この時点で減免申請が認可されている法人が実際には収益事業を行っていることが判明することになる。</p> <p>しかし、この手続は、法人税額の正確性を確認するものであることから、法人市民税の減免の適否に焦点が当てられていないため、減免申請を行った一般社団法人又は一般財団法人を母集団として、それぞれの法人が実際に収益事業を行っていないかを確認することが必要である。</p>	<p>減免申請法人の申告書提出の有無を所管税務署に照会すべく、準備を進めているところです。</p>	<p>総務部 市民税課</p>

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当部課
<p><b>(4)未申告法人の把握について</b>  <b>【意見】報告書 103 頁</b>            未申告法人に対する対応として、前年度に法人市民税の申告書を送付した法人及び当年度に設立や異動等があった法人に対して、市は申告書を送付している。</p> <p>しかし、送付するのみであり、その後のフォローは特に実施されていない。送付したにも関わらず申告を行わない法人については、その理由を調査し、申告義務のある法人に対して督促等を実施すべきである。</p>	<p>新市税業務システムを活用して未申告法人を抽出し、抽出法人の現況を確認した上で、申告義務のある法人に対して申告を督促していきます。</p>	<p>総務部 市民税課</p>
<p><b>(5)保健所等との連携について</b>  <b>【意見】報告書 103 頁</b>            飲食店営業やクリーニング店営業には保健所の許認可が必要となる。このため、保健所の許認可情報は、網羅的に法人市民税の納税義務者を捕捉するのに有用であると考えられる。しかし、市では、保健所の許認可情報を法人市民税の納税義務者の捕捉に活用しておらず、その活用が求められる。</p>	<p>保健所から情報を取得し、納税義務者の捕捉に活用しています。</p>	<p>総務部 市民税課</p>
<p><b>(6)申告書上の従業員数の検証について</b>  <b>【意見】報告書 104 頁</b>            法人市民税の均等割額は、従業員数が 50 人以下か 50 人超かでその金額が異なる。このため、法人市民税の申告書に記載された従業員数の正確性が重要となる。しかし、市では、法人市民税に記載の従業員数を所与として、その正確性の検証を行っていない。少なくとも、申告書に記載されている従業員数が 50 人弱（例えば 40 人から 50 人）となっている場合は、より詳細な調査を行うことが求められる。</p>	<p>新市税業務システムを活用し、従業員が 50 人弱の法人について、給与支払報告書の人数と乖離がある場合、法人に人数算定の根拠を確認する等の調査を実施します。</p>	<p>総務部 市民税課</p>

### 3. 固定資産税・都市計画税

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当部課
<p>(1)非課税資産について</p> <p>①非課税対象資産の定期的な実態調査について</p> <p><b>【意見】 報告書 114 頁</b></p> <p>一度申請され非課税対象となったものについて、市では毎年度申請させるのではなく、その後の用途変更等により非課税対象でなくなったときに届出書を提出させる運用としているが、所有者等がその届出を失念していれば継続して非課税となってしまうリスクがあり、総務省から各市町村に通知されている「地方税法の施行に関する取扱いについて」の第3章第1節18（定期的な実地調査、必要に応じ条例による申告義務を課す等）への対応の観点から、定期的な確認ルールを整備することが求められる。</p>	<p>非課税対象資産の網羅性を具備したリストの整備後、平成31年度末を目処に用途非課税の取扱いをしている土地・家屋に対する実地調査の年次計画を策定し、実地調査を行っていきます。なお、リスト作成の過程においても必要に応じて調査を行っているところで</p>	<p>総務部 資産税課</p>
<p>②非課税対象資産の網羅性を具備したリストの作成について</p> <p><b>【結果】 報告書 115 頁</b></p> <p>非課税対象資産について、非課税リスト等で網羅的に把握することができない状態であることが、監査手続時に確認された。</p> <p>非課税は一步間違えれば課税の公平性を著しく害することになるため、その取扱いは慎重に行うべきであり、非課税対象資産の認定時点、認定理由などの詳細な把握及び上述の定期的な実態調査のためにも、網羅性が確保された非課税対象資産のリストが必要である。</p>	<p>下記の手順により、平成31年度を目処に網羅性が確保された非課税対象資産のリストを整備していきます。</p> <p>（家屋）</p> <p>リストは、新税総合システムと現在運用中の地図システムを活用して、下記の年次計画のとおり整備していきます。</p>	<p>総務部 資産税課</p>

監査結果又は意見の概要		講じた措置の内容			担当部課
	現 状		非課税家屋		減免家屋
			人的	用途	
		税システム	・仮評価依頼があった家屋を登録。	・非課税成りとなった家屋を登録。	
		地図システム	・家屋特定1次調査結果が表示されるようになっていたが、税システム登録済の家屋であっても家屋IDが表示されるような整備は未実施。 ・またH22 築以降の家屋は外形図そのものが未整備。		・H22 築以降の家屋は登録済。 ・H21 築以前の家屋は非課税家屋と同様の状態。
		関係資料	・H13 築以降は電子データで存在。それ以前は紙ベースやマイクロフィルムで管理。ただし申告書が必要としない非課税・減免処理を行っていた時期もあり、全ての非課税家屋関係資料が存在するか不明。		
	H 2 8	税システム	・H28 築以降の非課税家屋は、人的・用途とも新税システムへ登録するように運用を改善。		・従来どおり調査や評価を行った上で新税システムへ登録。
		地図システム	・H28 築以降の非課税家屋は、外形図を地図システムへ登録するように運用を改善。		・従来どおり外形図を新税システムへ登録。
		関係資料	・非課税・減免申請書を電子データ化した上で地図システム内へ取り込み、申請状況を即時に検索できるように運用を改善。		
	H 2 9	税システム	○H13 築以降の電子データ化された資料が残っている家屋について箇所の特定を行い、以下の作業を同時に実施。		○H13 築以降の電子データ化された資料が残っている家屋について箇所の特定を行い、以下の作業を同時に実施。  ①未登録の減免家屋について新税システムへ登録。 ②未登録の減免家屋について外形図に新税システムの家屋IDを登録。 ③地図システムに關係資料を登録。
		地図システム	①新税システムへ登録。 ②外形図に新税システムの家屋IDを登録。 ③地図システムに關係資料を登録。		
関係資料		○H22 築以降の家屋は、上記②の作業に「外形図そのものの整備」を加える。			
H 3 0	税システム	○地図システムの委託業者に依頼し、家屋IDが未登録の物件リストを整備。このリストを活用し、以下の作業を実施。			
	地図システム	①土地課税マスタと照合し、未登録家屋が人的非課税か用途非課税かを分類。人的非課税家屋は、名義による非課税のため用途の確認は不要。万一払い下げ等があった場合は、登記により認定できる。結果、税システムへの登録や外形図に新税システムの家屋IDの登録は行わず、当該リストで管理。 ②用途非課税と想定される家屋(土地が官有地や財産区名義でない家屋)について、机上調査(登記や申告書の有無など)を実施。			



監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容		担当部課
	関係資料	<p>③明らかに建築当時から用途の変更がないと認められる家屋は、新税システムへの登録と外形図に新税システムの家屋 ID の登録を実施(⇒この作業が実施できない家屋が実地調査を必要とする家屋となる)。関係資料が残っている場合は、地図システムへ登録。</p>	
	税システム	<p>○新税システムの機能を使い、H31 時点で登録済みのリストを整備。</p>	
	H 3 1 地 図 シ ス テ ム	<p>○H30 の作業により抽出された家屋について実地調査を行い、結果を基に新税システムと地図システムへ外形図を登録。関係資料が残っている場合は、地図システムへ登録。</p>	
	関係資料		
	<p>(土地)          現行税総合システム内にある課税データには既に非課税物件であることを示すコードが付与されていることから、現時点において抽出したデータを基にリスト化（紙ベースだけでなくアクセスによる抽出プログラムを含む）を行いました。今後は、平成 31 年度末を目処に実態調査と併せて整備を図っていきます。</p>		

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当部課
<p>(2) 固定資産税の減免について</p> <p>① 減免要件消滅時の減免取消について</p> <p><b>【意見】 報告書 115 頁</b></p> <p>継続して減免する案件について、定期的な現地調査等により減免要件に変更がないかを確認する体制になっておらず、減免の要件に変更があった場合でも、本人からの申請若しくは関係各課からの連絡がなければ継続して減免が適用され、結果的に課税漏れが発生するリスクがある。</p> <p>減免要件の変更を網羅的に把握し、課税漏れを防止するために、①関係部署からの定期的な情報提供を求める、②減免要件の変更に係る情報を入手した際に、当該情報を一元管理するフォーマットを別で設けるか、システム上アラートが出るようにする、③定期的な視察をルール化し、又は、要件変更の有無について年度毎等定期的に文書で確認する等の対応を検討すべきである。</p>	<p>① 消防局、文化財保護課、自治協働課等の関係部署からの定期的な情報提供については、網羅性を具備したリストの整備後、平成 31 年度末を目処に照会を行っていきます。また、今年度から、リストの整備と並行して、現在保有しているデータを基に可能な限り情報提供の照会を行っているところであり、網羅性を具備したリストの整備後は毎年定期的に照会を行っていきます。</p> <p>② アラート機能については、新税総合システムでは当該機能を有しておらず対応が不可能であることから、平成 31 年度末を目処に情報を一元化するフォーマットを作成するとともに、管理職による各係の減免取扱状況の確認を行っていきます。</p> <p>③ 非課税対象資産の取扱いと同様に、網羅性を具備したリストの整備後、平成 31 年度末を目処に減免の取扱いをしている土地・家屋に対する実地調査の年次計画を策定し、実地調査を行っていきます。なお、市税規則第 49 条第 1 項第 22 号の規定により減免を適用している固定資産は、現時点でも毎年現地調査を行っていきます。</p>	<p>総務部 資産税課</p>

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当部課
<p><b>②減免リストの作成について</b></p> <p><b>【結果】報告書 116 頁</b></p> <p>減免対象資産の一覧表を求めたところ、市は平成6年度以前の減免に関する情報が不十分であるため、対象資産を網羅的に把握することができず、一覧表として提出することができないという回答であった。</p> <p>減免対象資産の把握、また、定期的な現地調査を効率的にすすめるためにも、網羅性が確保された減免対象資産のリストを作成、管理する必要がある。</p>	<p>土地・家屋とも「(1)非課税資産について②非課税対象資産の網羅性を具備したリストの作成について」と同様の対応とします。</p>	<p>総務部 資産税課</p>
<p><b>③市税規則第49条第1項第22号「特に必要と認める固定資産」の減免について</b></p> <p><b>【意見】報告書 117 頁</b></p> <p>資産税課では、地方税法上の非課税規定に準じかつ公益性が高いと認められるものに対して限定的に適用している。この場合の決裁は他の号と同様に資産税課課長までとなっている。</p> <p>当該22号の規程は、具体的要件を明示的に定めていないことから、「特に必要と認める場合」を具体的に記載したうえで、他の号よりも高次の決裁を求めることで、法の趣旨を逸脱した減免が行われるリスクを低減させる必要があると考えられる。</p>	<p>現在も、地方税法の規定する非課税条項や通知に準ずるもの以外は減免をしないこととしており、地方税法の趣旨を逸脱した減免が行われるリスクを低減させる運用を行っているところです。一方、地方税法第367条にいう「その他特別の事情がある者」には特に公益上の必要性があると認められる者も含まれ、その判断は市町村に委ねられています。この「公益上の必要性」には様々なケースがあると予測されることから、具体的要件を記載することは適当でないと考えます。なお、この場合の決裁は、監査意見に基づき、市長から税務関係の権限が委任されている税務長へ決裁権者を変更しました。</p>	<p>総務部 資産税課</p>

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当部課
<p><b>(3)家屋特定調査について</b></p> <p><b>①未評価家屋について</b></p> <p><b>【意見】報告書 117 頁</b></p> <p>平成 22 年度から平成 25 年度を一次調査として外観調査を実施し、外観調査のみで現地調査を実施していない家屋に対する二次調査として、平成 26 年度は主に倉庫等を、平成 27 年度は堅田学区を現地調査しているが、それ以降の調査に対して未評価家屋に係る明確な方針が立っていない。また、業務を全うするには時間的にも人員的にも不足があり、効果の薄い家屋の実地調査については後回しとなる傾向にある。</p> <p>課税の公平性の観点から、例えば時間を掛けて実地調査をしたとしても増える税額が少ない物件に対しては、未評価物件について市への報告を促す文書を投函するなどの処理を行うなど何らかの対処を講ずるべきである。</p>	<p>未評価家屋の対応については、今年度中に未評価家屋の特定と課税に向けた長期的な計画を策定しました。今後は、計画に基づいて順次調査を行っていきます。</p>	<p>総務部 資産税課</p>
<p><b>②現況調査について</b></p> <p><b>【意見】報告書 120 頁</b></p> <p>土地及び家屋について、任意の非課税対象資産及び減免対象資産について、現況調査を実施した。</p> <p>現況調査は、現地に赴き非課税ないし減免の事由となった用途等に使用されているか否かを対象の固定資産の外観を見ることにより実施し、2 件を除き外観上は事由に則った用途等に使用されていることが推測された。</p> <p>市は、非課税申告及び減免申請時には実際に職員が現地に赴いて施設内に立ち入りその非課税ないし減免事由に則った用途等に使用されているか否かを判断しているが、一旦申告又は申請が認められるとその後の立入を含めた実態調査が行われるようになっていない。</p> <p>定期的な調査を実施する上で、現地調査を外観調査で終わらせることな</p>	<p>平成 31 年度を目処として非課税及び減免の家屋リストを作成し、年次計画を策定した上で、順次立入調査も含めた実地調査を行っていきます。</p>	<p>総務部 資産税課</p>

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当部課
く、抜き打ちでの立入調査を行うべきである。		

#### 4. 事業所税

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当部課
<p>(1)他の税目とのマッチング資料について</p> <p><b>【意見】 報告書 131 頁</b></p> <p>事業所税は、家屋を課税対象とする固定資産税及び従業者数を課税標準とする法人市民税と家屋床面積及び従業者数において、類似の情報を利用して税額を算定することになる。</p> <p>いずれの税目も膨大な情報を取り扱うため、税システム等の情報システムを利用し、納税義務者ごとにマッチング資料を自動作成して検証に当たることが効果的であり、全ての作業を手作業で行った場合に比べ、格段に効率性が増すものと考えられる。</p> <p>しかし、税システムと事業所税システム間に連携はなく、自動的にマッチング資料を作成することができない。</p>	<p>新市税業務システムを活用し、家屋課税資料や法人市民税の従業員数など、納税義務者ごとにマッチング資料を作成し、効果的に課税客体を検証していきます。</p>	<p>総務部 市民税課</p>
<p>(2)従業者割の申告内容の検証について</p> <p><b>【意見】 報告書 133 頁</b></p> <p>事業所税の従業者割の免税点は従業者数 100 人以下と定められていることから、免税点を僅かに下回る、若しくは当年度に免税点以下となった事業者については、申告内容の正確性を慎重に判断する必要がある。</p> <p>その際、法人市民税の従業者数を参考にして申告内容を事業者にお問い合わせ、必要に応じて申告内容を検証するための追加的な資料を提出させることは、従業者割額の正確性を担保する上で有効である。</p> <p>現在、市民税課では、積極的に法人市民税と事業所税の従業者数情報を利用して、事業所税従業者割額の検証を行っていない。</p> <p>少なくとも免税点を僅かに下回る事業者のうち、一定の傾向にある事業者については、事業者にお問い合わせするなどして、申告内容の適切性を検証すべ</p>	<p>法人市民税と事業所税の従業者数情報を活用して、事業所税従業者割額の検証を実施しました。</p>	<p>総務部 市民税課</p>

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当部課
きである。		
<p><b>(3)免税申請の検証について</b>  <b>【意見】報告書 134 頁</b>            市民税課では、減免対象面積若しくは事務所等の課税対象床面積を課税当初に提出された図面等で把握していることから、平成 26 年度のいずれの事業者による減免申請書にも図面等の詳細な資料の添付はなく、課税当時に提出された図面等で把握した状況に変化がないことを前提に減免を認めたものである。</p> <p>課税の公平性の観点から、原則として事業者には減免申請書に必要十分な書類の添付を求めるべきであり、定期的な現地調査も検討すべきである。</p>	<p>平成 28 年度申請分から減免の根拠となる図面等の添付を徹底しました。</p> <p>また、平成 28 年度から定期的に現地調査を実施しています。</p>	<p>総務部 市民税課</p>

## 7. 特別土地保有税

監査結果又は意見の概要	講じた措置の概要	担当部課
<p>(1) 徴収猶予制度適用者からの担保の提供について</p> <p><b>【意見】 報告書 144 頁</b></p> <p>市は徴収猶予制度適用者が当該徴収猶予に係る特別土地保有税を納付する資力を有するとして、担保の提供を受けていない。</p> <p>納税義務の免除に係る期間の延長申請受付事務は資産税課が担当し、特別土地保有税及び固定資産税に係る納付事務は収納課が担当しており、両者が連携して滞納処分や納付状況の情報を共有することで初めて担保提供の必要性を判断できることから、今後は定期的に情報を交換するとともに、担保提供の必要性の判断に係る責任の所在を明確にしておくことが必要である。</p>	<p>担保提供の必要性について、今年度から徴収猶予対象者の資産状況や市税納付状況に関して資産税課及び収納課で定期的に情報を共有し、資産税課において必要性を総合的に判断するよう取り決めました。</p>	<p>総務部 資産税課</p>



## 8. 入湯税

監査結果又は意見の概要	講じた措置の概要	担当部課
<p>(1) 日帰りの入湯客に対する入湯税について</p> <p><b>【結果】 報告書 145 頁</b></p> <p>年間を通して日帰入湯客数をゼロとして申告している特別徴収義務者が 5 社（全 20 社中）あるが、その内 1 社は、日帰入湯付きの食事プランを自社のホームページ上に掲載しており、実際には日帰入湯客が存在し、結果として過少申告となっている可能性がある。</p> <p>市は、入湯税は入湯した者に対して課税され、鉱泉浴場の経営者はその特別徴収義務者である、という制度の仕組みを特別徴収義務者へ徹底指導すべきである。</p> <p>なお、その後市が特別徴収義務者 4 社に対して現地調査を行った結果、一部の特別徴収義務者に対し過少申告による更正を行っている。</p>	<p>特別徴収義務者 5 社のうち、1 社は対象外、1 社は該当なく、3 社は更正処分を行いました。</p>	<p>総務部 市民税課</p>
<p>(2) 現地調査について</p> <p><b>【意見】 報告書 146 頁</b></p> <p>市は、特別徴収義務者から提出された納入申告書の記載不備や計算間違いを確認するにとどまり、入湯客数に誤りがあるか否かの確認を行っていない。</p> <p>市内の特別徴収義務者は 20 社程度であり、事務負担等を考慮しても、市民税課は定期的に現地へ赴き、宿帳などを確認するなど現地調査を行うべきである。</p>	<p>平成 27 年度から定期的に実地調査を実施しています。</p>	<p>総務部 市民税課</p>

## 10. 滞納整理事務

監査結果又は意見の概要	講じた措置の概要	担当部課
<p>(1)財産調査の実施状況を確認できる一覧の出力について</p> <p><b>【意見】 報告書 171 頁</b></p> <p>財産調査については、財産調査を実施した結果を滞納整理システムへ経過記録として入力しているが、同システムには、財産調査の実施状況について一覧で出力する機能がない。</p> <p>そのため、徴収担当者が財産調査を適時に実施しているかどうかを、一覧等により上位者が効率的に確認することができない。現行のシステムでは、案件毎に画面を開かないと財産調査の状況を確認することができないため、多数の滞納案件について上位者が確認することは実務上困難であり、担当者に委ねざるを得ない状況となっている。</p> <p>次期システムを導入する際には、システム要件として仕様に盛り込むことが必要である。</p>	<p>平成 25 年 10 月から、現行滞納整理システムを導入し、滞納整理業務の効率化を図っています。</p> <p>同システムにより、対象者の抽出がタイムリーに実施できるようになりましたが、滞納処分に係る財産調査の実施状況の一覧表を作成する機能がありません。</p> <p>現行滞納整理システムの更新時に、財産調査の実施状況の一覧表を作成できる機能を装備した仕様を検討していきます。</p>	<p>総務部 収納課</p>
<p>(2)少額案件の管理について</p> <p><b>【意見】 報告書 171 頁</b></p> <p>市では、滞納整理事務に関し、現年度課税と滞納繰越に担当者を分けており、地区ごとに担当者を決めている。現年度課税担当者の 1 人当たりの担当件数は約 2,100 件、滞納繰越担当者の 1 人当たりの担当件数は約 2,500 件であり、他市と比較しても 1 人当たりの業務量は非常に多くなっている。</p> <p>少額案件は、1 件当たりの金額は小さいものの、督促状の発送、催告、財産調査、差押等の滞納整理事務には一定の時間を要するため、決して業務量が少ないものではない。高額滞納案件に重点的に取り組む一方で、課税の公平性の観点からは、少額案件についても網羅的かつ効率的な事務を行う必要がある。しかしながら、担当者の人員不足もあり、網羅的かつ効率的な事務</p>	<p>少額案件の滞納整理事務については、4 月、10 月の年 2 回実施している現年催告のほか、担当者が個別に催告を実施していますが、これに加え、3 月に少額案件の滞納者に催告書を送付することで、早期の納付促進を図っていきます。</p>	<p>総務部 収納課</p>

監査結果又は意見の概要	講じた措置の概要	担当部課
<p>を十分には行えていないのが現状である。</p> <p>現年低額滞納者への電話催告、交渉内容の入力、各種文書の発送作業補助、財産調査の書類作成補助などの定型的な事務作業については、委託・派遣方式や直営・アルバイト方式を採用してコールセンターを導入している他市事例がある。これにより、導入についての事務経費を確保し、市の職員は差押等の滞納処分業務に専念することを実現している。</p> <p>市においても、他市事例等を参考に、限られた人員体制の中で課税・徴収を適正に行い、事務執行を効率化していくための取組を推進することが必要である。</p>		
<p><b>(3) 給与特別徴収に係る滞納事業者への徴収手続について</b></p> <p><b>【結果】 報告書 172 頁</b></p> <p>従業員が、金融機関等の融資や公的な申請において、納税証明書の提出が求められることがあるが、特別徴収義務者の滞納がある場合、納税証明は発行されず、従業員が不利益を被ることになる。</p> <p>給与特別徴収に係る特別徴収義務者に対しては、他の滞納者と比べ、より厳しく重点的に接する必要がある。市では、特別徴収義務者に対する徴収手続は、他の滞納者と比べ厳しい折衝を行うようにしているものの、基本的には他の滞納者と同様の扱いとしている。</p> <p>重点的に管理を行う滞納案件の選定にあたっては、金額だけではなく、質的な重要性を加味し、特別徴収義務者の滞納案件についても重点的に管理することが必要である。</p>	<p>給与特別徴収義務者については、個人の高額滞納案件より範囲を広げ、個別催告を強化する等、滞納法人と接触できる機会を増やすことにより早期の納付相談に持ち込むなど重点的に取り組んでいます。</p>	<p>総務部 収納課</p>

監査結果又は意見の概要	講じた措置の概要	担当部課
<p><b>(4)不納欠損リストによる時効対象案件への対応について</b></p> <p><b>【結果】報告書 173 頁</b></p> <p>欠損該当者一覧表（不納欠損になる該当者の一覧）から任意の 5 件を抽出し、不納欠損に至るまでの滞納整理事務の適切性を検討した結果、1 件について対応に問題があると認められた。</p> <p>平成 19 年に納税義務者が死亡していることを把握してから、資産税課へ現所有者課税を依頼するまでに 5 年以上が経過している。死亡者名義での固定資産税の課税は、一部の場合を除き、当該課税は無効になると解されており、固定資産税を徴収するためには、納税義務者を現所有者等に変更し、改めて課税に係る手続を行うことが必要となる。</p> <p>滞納整理を行う際に、他にも死亡者課税が発生している不納欠損対象案件がないかを定期的に確認すべきである。また、滞納整理事務を執行する過程で、死亡者課税であることが判明した場合には、課税課へ適時に連絡を行い、現所有者等への課税を依頼し、徴収事務を長期に渡って停滞させないことが必要である。</p> <p>そもそもの原因は、課税課である資産税課において、死亡者に対する課税が継続して行われていたことにある。死亡者課税には課題も多いのが実態であるが、適正公正な事務執行を行うべきであり、死亡者課税解消に向けた取組を推進することが必要である。</p>	<p>平成 25 年度から、納税義務者が死亡し、かつ、滞納がある者については、住民票（除票）を取得し、将来にわたって相続調査ができるよう本籍地を滞納整理システムに入力するようにしています。また、資産税課が現所有者課税を速やかにできるように、相続調査を実施した上で連絡するようにしています。</p> <p>なお、納税義務者が死亡し、かつ、滞納がある者については、課税課である資産税課に現所有者課税の連絡を速やかに行っています。</p>	<p>総務部 収納課</p>

## 11. 税システム

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当部課
<p>(1)各種手続における網羅性を補完するための一覧出力機能について</p> <p><b>【意見】報告書 177 頁</b></p> <p>現行のシステムでは、財産調査の状況を確認できる一覧が出力されないなど、各種手続における網羅性を補完するための一覧を出力できないものはいくつかある。そのため、担当者が自ら一覧を用いて手続漏れを発見することが困難だけでなく、上位者にとっても、1 件ずつ画面を照会して確認することは実務上困難であり、漏れなく確実に事務が執行されているかどうかを効果的かつ効率的にモニタリングするのは困難な状況となっている。</p> <p>次期システムを導入する際には、システムの要件として仕様に盛り込むことが必要である。</p>	<p>平成 25 年 10 月から、現行滞納整理システムを導入し、滞納整理業務の効率化を図っています。</p> <p>同システムにより、対象者の抽出がタイムリーに実施できるようになりましたが、滞納処分に係る財産調査の実施状況の一覧表を作成する機能がありません。</p> <p>現行滞納整理システムの更新時に、財産調査の実施状況の一覧表を作成できる機能を装備した仕様を検討していきます。</p>	<p>総務部 収納課 市民税課</p>
<p>(2)パスワードの定期的な変更について</p> <p><b>【結果】報告書 177 頁</b></p> <p>「大津市情報セキュリティポリシー 5-6 パスワード等の管理(1)パスワードの取扱③」では、パスワードを定期的に変更する旨が規定されている。</p> <p>税総合システム/滞納整理システムについては、パスワードの変更はシステム上強制される仕組となっておらず、また、ユーザ側でパスワードを変更する運用も実施されていない。</p> <p>税金に関係しない部署の職員が税総合システム/滞納整理システムを利用することはできないように制限されているが、例えば職員のパスワードが漏洩し、他の税担当課の職員がそのパスワードを知り得た場合、本来は業務上知り得ない情報へアクセスすることが可能となり、不正なアクセスが行われるおそれがある。</p>	<p>① 税総合システム</p> <p>パスワードの変更については、3 か月ごとに変更のメッセージが表示されるため、各自で定期的パスワードを変更しています。</p> <p>② 滞納整理システム</p> <p>システム管理者（管理係長）が保守管理しているパスワードを各係長と共有し、3 か月ごとに各係長が責任をもって、係員に自分のパスワードの変更を行わせます。</p>	<p>総務部 収納課 市民税課</p>

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当部課
<p>税総合システム/滞納整理システムについても、大津市情報セキュリティポリシーに従い、パスワードの定期的な変更を行うべきである。</p>		

12. 総括意見（前段1～11の指摘事項と重複している項目は省いている。）

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当部課
<p><b>(2)組織的な業務の実施</b></p> <p><b>①マニュアルの整備</b></p> <p><b>【意見】報告書 180 頁</b></p> <p>市税の賦課・徴収業務を組織的に実施するために必要なツールが業務のよりどころとなるマニュアルである。</p> <p>しかし、マニュアルの内容が不十分な事例が見受けられた。例えば、個人市民税の事業所均等割課税について、前年の事業所均等割課税対象者リストと照合して課税業務を行っているが、前年の所得が少ない場合は、当該リストに記載されない仕組みとなっており、当年に課税対象とすべき所得があっても、結果として課税漏れが生じる可能性があるが、その点についてマニュアルに詳細な記載がなかった。</p> <p>また、マニュアルにない例外的な対応について、いわゆるハウレンソウ（報告・連絡・相談）が不十分な事例が見受けられた。例えば、個人市民税の申告書の発送業務において、何らかの理由で本人から申告書を発送しないで欲しいという申し出があれば、担当者の判断で発送停止がされてしまっていた。</p> <p>このように、業務の質を保つためにもマニュアルを整備（不十分なところは、追加補充）し、また、マニュアルにない例外的事項については、課内協議、上長による承認など、組織的な対応をとることが求められる。</p>	<p>事業所均等割課税について、マニュアルを見直し、課税漏れとならないよう具体的な作業工程や注意点等、詳細な記述を追加しました。また、前年度非課税であっても、全ての対象者を把握できるように過去からの連続した台帳を作成し、毎年度の課税状況がわかるよう改善を図りました。</p> <p>また、市税の賦課・徴収業務を組織的に実施するため、よりどころとなるマニュアルを新市税業務システムの導入に伴い、現在、改正、整備しています。マニュアルにない例外的な対応については、今後も内容を十分に精査し、課内協議や上長による承認を得るなどして、組織的な対応を図ります。</p>	<p>総務部 市民税課</p>
<p><b>(4)担当者の専門知識の向上</b></p> <p><b>【意見】報告書 182 頁</b></p> <p>市民税課、資産税課、収納課の税務職員には、市税に関する専門知識が求められる。また、課税課（市民税課と資産税課）と収納課との連携も重要である。</p> <p>専門知識の向上は、自己研鑽と特定</p>	<p>課税課と収納課との間における人事交流については、市全体の異動の中で考慮していきます。</p>	<p>総務部 人事課</p>

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当部課
<p>の分野における一定の実務経験の積み重ねが不可欠であるが、一方で人事異動により各自の視野を広げることも重要である。例えば、課税課と収納課の間で人事異動（交流）をして、市税に関する知見を広げるのも有効であると考えられる。</p>		